

宮城県漁業協同組合にかかる 信用事業強化指導計画

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
再編及び強化に関する法律附則第 4 条第 2 項)

平成 24 年 2 月

農林中央金庫

目次

| | |
|--|---|
| はじめに | 1 |
| 1 信用事業強化指導計画の実施期間 | 1 |
| 2 信用事業指導方針 | 2 |
| 3 信用事業指導契約の内容 | 2 |
| 4 損害担保契約の内容 | 3 |
| 5 信用事業強化計画を実施するために行う指導の内容 | 3 |
| 6 指導体制の強化 | 4 |
| 7 経営指導のための施策 | 4 |
| 8 優先出資等の買取りを求める額およびその内容ならびに指定支援法人が所有する優先出資等の額およびその内容 | 7 |

はじめに

当金庫は、農漁協の信用事業系統の中央組織として、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(以下、「法」という。)第3条に定めるところにより、特定農水産業協同組合等に対し、信用事業の再編ならびに強化を図るための必要な指導を行っております。

また、法第4条の定めるところにより、漁業協同組合および信用漁業協同組合連合会に対する上記指導に関する基本的な方針として、「JFマリンバンク基本方針」を定めております。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、宮城県漁業協同組合(以下、「当組合」という。)管内の水産業および経済に甚大な被害をもたらしました。また、当組合も被災し、職員1名が犠牲となったほか、本支所・出張所については51店舗の約8割に相当する40店舗が流出・損壊、魚市場やわかめ・かき等の共同集出荷施設・加工施設等の保有施設については、286施設のうち230施設が流失、損壊する等の甚大な被害を受けている状況にあります。

このため、当組合は、地域の水産業者をはじめとする組合員・利用者に対し、適切に金融機能を発揮していくため、資本増強を図る方針を決定し、当金庫に対し資本増強支援の要請を行いました。これを受け、当金庫は、当組合が地域の水産業者に対する信用供与の円滑化と、被災者支援・被災地域の復興を担う重要な漁業協同組合であるという認識の下、当組合の資本増強支援にあたり、法を活用することにより、当組合の財務基盤の健全性を確保することとし、法第32条第2項に定める指定支援法人である社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会(以下、「支援協会」という。)に対し、当組合が発行する優先出資の引受けの要請を行いました。

支援協会は、法附則第3条に基づき、農水産業協同組合貯金保険機構(以下、「貯金保険機構」という。)に対し、当組合が発行する優先出資の取得にかかる申込みを行うこととしております。

こうした資本増強により、当組合は財務基盤の健全性を確保し、水産業者に対する信用供与の円滑化と、被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策を実践するため、法附則第3条に定める「信用事業強化計画」を策定し、さまざまな施策に鋭意取り組んでいくこととしております。

当金庫としましては、当組合における信用事業強化計画の実施についての指導に関する計画として、法附則第4条第2項に定めるところにより、本「信用事業強化指導計画」を策定のうえ、当組合に対し、指導および助言を実施するなど全面的な支援を行ってまいる所存です。

1 信用事業強化指導計画の実施期間

当組合が策定する「信用事業強化計画」の実施期間が、平成23年4月から平成28年3月までであることから、当金庫も平成23年4月から平成28年3月までの信用事業強化指導計画を実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じ

ることが予想される場合には、遅滞なく主務大臣に報告をいたします。

2 信用事業指導方針

当金庫は、当組合が信用事業強化計画を着実に履行し、水産業者に対する信用供与の円滑化と、被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策を着実に実施するよう、当組合を含む被災組合の復興対策のため本支店の体制を整備する等、当組合に対する指導を適時・適切に実施してまいります。

なお、甚大な被害を受けた当組合の信用事業の基盤回復には、地域水産業そのものの復旧・復興が必要不可欠であると認識しております。このため、地域の行政機関や、全国漁業協同組合連合会（以下、「全漁連」という。）の協力を得ながら、実効性ある指導を行っていくこととします。

こうした信用事業強化計画の進捗状況については、JFマリンバンク基本方針に基づくモニタリングに加え、定期的な進捗管理を行い、必要な指導・助言を行ってまいります。

3 信用事業指導契約の内容

当金庫は、当組合と、信用事業指導契約（法附則第3条第1項第2号に規定する信用事業指導契約をいう。）を以下のとおり締結することとしております。

（1）当金庫は、法附則第4条第2項により主務大臣に提出した当組合にかかる信用事業強化指導計画に基づき、被災債権の管理及び回収に関する指導その他当組合の信用事業の強化のために必要な指導および助言（以下、「信用事業強化指導等」という。）を行うものとし、当組合は、当該信用事業強化指導等に基づき適切に信用事業を行うものとする。

（2）当金庫は、当組合の信用事業強化計画が円滑かつ確実に実施されるよう、次の内容の信用事業強化指導等を実施するものとする。

- a 信用事業強化計画に基づく各施策の実施状況および実績の把握ならびに地域水産業者への円滑な資金提供や金融サービスの充実に向けた指導・助言
- b 財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営を確保するための指導・助言
- c 被災債権の管理および回収にかかる指導・助言

（3）当金庫は、当組合から以下のとおり報告を受けるものとする。

- a 当金庫は、毎四半期終了後に、当組合の信用事業強化計画の進捗状況等を確認し、その結果等を踏まえて当組合に対し必要な指導・助言を行う

ものとする。

- b 当組合は、「JFマリンバンク基本方針」に定める報告のほか、当金庫から、その業務および財産の状況につき必要な報告を求められた場合は、その求めに応じ必要な報告を行うものとする。
- c 当組合は、財産、経営、業況に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、直ちに当金庫に対し報告し、必要な指導・助言を受けるものとする。

(4) 本契約は、契約締結の日（支援協会による当組合が発行する優先出資の引受けにかかる払込期日とする。）から効力を有し、当組合が法附則第16条第3項の認定または附則第17条第2項の認定のいずれかを申請した日までの間に限り、その効力を有するものとする。

4 損害担保契約の内容

当組合は、損害担保契約（法附則第3条第1項第3号に規定する損害担保契約をいう。）を行っておりません。

5 信用事業強化計画を実施するために行う指導の内容

(1) 水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導

水産業者に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資するため、各施策の実施状況および実績の把握に努めるとともに、これまで以上に地域の水産業者への円滑な資金提供や充実した金融サービスの実施が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

(2) 財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営の確保の方策への指導

財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営を確保するための方策については、JFマリンバンク基本方針に基づくオフサイトのモニタリング（月次・四半期・年次）および定期的な進捗管理を通じ、指導・助言を行ってまいります。

(3) 被災債権（東日本大震災の被災者である債務者に対する債権をいう。）の管理および回収に関する指導

当組合が実施する被災債権の管理および回収について、当金庫は、当組合か

らの日常的な相談等に対し、必要に応じ外部専門家の機能も活用しながら対応するとともに、定期的な進捗管理を通じその実施状況を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

a 被災債権の状況把握

当金庫では、被災債権の管理および回収について、四半期に一度の「実績検討会」において、信用事業強化計画の履行状況とともに状況把握を行い、必要な指導および助言を行ってまいります。

b 被災者ニーズを踏まえた支援方策への指導

当組合では、被災地域の漁業協同組合として、被災した組合員・利用者の皆様からの声に丁寧に耳を傾け、組合員・利用者の皆様にとって最適な金融機能の提供に努め、地域水産業・経済の活性化に向けて真摯に取組むものとしております。

当金庫では、被災者の状況に応じた、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、「実績検討会」等を通じて、状況把握を行い、必要な指導および助言を行ってまいります。

6 指導体制の強化

当金庫は、震災発生以降の復旧・復興支援のため、地震発生直後に災害対策本部を設置し、各県に被災状況やシステムの稼働状況の確認を行いながら、金融面での緊急対応や被災地への人的派遣等の必要な対策を講じました。一方で、復興に向けた対応策を検討するため、当金庫内に部横断的なプロジェクトを立ち上げ、全漁連とも連携をとりながら、対応策を検討してきました。

また、平成23年度から2年間の「中期経営計画」を策定し、同計画において復興支援を最重要課題と位置付けました。これに本支店一体となって取り組んでいくため、平成23年6月24日付で理事長を本部長とする復興対策本部会議を新たに設置するとともに、復興対策担当理事を配置しました。

あわせて、本店JAバンク統括部内に、被災農漁協等に対する経営支援策の検討や利用者相談対応を行う「復興対策部」を新設し、行政機関や全国段階の農漁協系統諸団体と連携するとともに、担当部・支店への指示・サポートを行っております。

また、当組合を担当する仙台支店についても、漁協系統担当の管理職を1名増員し、震災からの復興に取り組んでおります。また、全漁連に対しても当組合を指導する部署である信用・組織指導部に対して当組合の担当として2名を派遣しております。

7 経営指導のための施策

(1) 信用事業強化計画の履行状況の管理

a 四半期報告

当組合の信用事業強化計画については、四半期に一度、「実績検討会」において、県行政等の協力を得ながら履行状況の把握を行い、計画履行に向けて必要な指導および助言を行ってまいります。

b 半期報告

実績検討会を通じ把握した履行状況や当金庫等の指導状況については、半期に一度、弁護士・税理士等の有識者により構成される「第三者委員会」に報告を行い、意見の聴取ならびに評価を受けるものとします。同委員会の意見・評価を踏まえ、当金庫経営管理委員会の下に設置し、全国の信用漁業協同組合連合会の会長クラスにて構成されている「JFマリンバンク中央本部委員会」に報告し、他県の漁業協同組合等経営者による意見も踏まえ、必要な指導および助言を行ってまいります。

c 信用事業強化指導計画履行状況報告

当金庫は、法附則第8条第1項に基づき、当組合の信用事業強化計画の履行状況の報告とあわせて、本信用事業強化指導計画の履行状況を主務大臣へ報告いたします。

（2）モニタリング

当金庫は、JFマリンバンク基本方針に基づき、月次・四半期・年次のモニタリングを行っており、その情報をもとに、データ分析、ストレステストを実施し、必要に応じて状況確認、被災債権の管理・回収に関する指導・助言、および経営改善指導を行ってまいります。

a 月次および四半期モニタリング（オフサイト）

当金庫は、当組合のリスクや資金運用状況を把握・点検するため、毎月または四半期ごとに、以下の項目についてモニタリングを行っております。

| 項目 |
|-------------------------------------|
| 有価証券残高（月次） ¹ |
| 市場リスク調整後一年基準自己資本比率（月次） ² |
| 有価証券損益（四半期） |
| 有価証券感応度（四半期） |
| アウトライヤー比率（四半期） |
| 自己資本額および信用供与限度額（四半期） |

1・2 現在当組合は有価証券を保有していないため運用停止中

b 年次モニタリング（オフサイト）

当金庫は、経営状況を把握・点検するため、当組合から、事業年度終了後、以下の報告を受け、モニタリングを行っています。

| 項目 |
|------------------|
| 業務報告書 |
| 事業計画書 |
| ディスクロージャー誌 |
| 全体収支・部門別収支 |
| 自己資本比率の状況 |
| 基本方針が定める基準への該当状況 |
| 水協法の法令遵守の状況等 |
| 大口与信先の状況 |
| 有価証券の内容 |
| 減損会計への対応 |
| 貸借対照表、損益計算書 |
| 貯金・貸出金の員外利用比率の状況 |

c オンサイトモニタリング

上記オフサイトによるモニタリングの結果、JFマリンバンク基本方針に定める基準に抵触した場合は、JFマリンバンク基本方針に基づき、当組合の財務状況等について、統一された視点でオンサイトによるモニタリングを行うこととしております。

d JF全国監査機構による監査との連携

当組合は、全漁連（JF全国監査機構）による監査を受けることとされており、同監査の指摘事項等についても、JFマリンバンク基本方針に基づき当組合から報告を受け、指導に活用していくこととしております。

（3）計画の履行を確保するために必要な措置

当金庫は、当組合の経営状況や課題等を把握したうえで、信用事業強化計画の達成に必要と判断される措置を実施いたします。

a 人的支援の実施

前述のような指導体制を維持し、当組合のマネジメント強化をサポートいたします。

b 震災相談部署への指導・サポート

当組合からの、震災にかかる相談等に対しては、当金庫仙台支店の推進担当班が窓口となり、当組合との打ち合わせを開催するなどして、貸出債権の管理・回収の実務における課題の整理や個人版私的整理ガイドラインの対応などの二重債務問題にかかる指導・サポートを行っております。

また、当組合が実施する被災債権の管理および回収について、当金庫は、当組合からの日常的な相談等に対し、必要に応じ外部専門家の機能も活用

しながら対応するとともに、定期的な進捗管理を通じその実施状況を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

c 信用事業実施体制整備に向けた支援

当組合が実施することとしている、事業本部制導入による信用事業実施体制の整備に向けて、可動式端末の開発等により利用者向けサービスの維持・向上に資する支援策を実施してまいります。

d 人材育成への支援

被災地域において水産業者をはじめとする組合員・利用者からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識をもった人材の育成をサポートするため、当組合内の県域漁業金融の中核を担う人材である「漁業金融相談員」に対して、スキルアップや他県の漁業金融相談員との情報交換を狙いとする「漁業金融相談員全国会議」を開催するほか、当金庫関係会社の（株）協同セミナーによる研修プログラムの提供などを行ってまいります。

8 優先出資等の買取りを求める額およびその内容ならびに指定支援法人が所有する優先出資等の額およびその内容

（1）優先出資等の買取りを求める額およびその内容

法附則第3条に基づき、支援協会が貯金保険機構に対し、当組合が発行する優先出資の買取りを求める額およびその内容については、以下のとおりです。

| | |
|--|---|
| 1 種類 | 社債型非累積的永久優先出資 |
| 2 申込期限（払込日） | 平成24年3月23日（金）（予定） |
| 3 発行価格 非資本組入額 | 1口につき1,000円（額面金額1口1,000円） - |
| 4 発行総額 うち買取りを求める額 うち支援協会が所有する額 | 6,680百万円 5,512百万円 1,168百万円 |
| 5 発行口数 うち買取りを求める口数 うち支援協会が所有する口数 | 6,680千口 5,512千口 1,168千口 |
| 6 配当率 | 0.32% (平成24年3月31日を基準日とする期末の剩余金の配当の場合は、払込期日から平成24年3月31日までの間の日数で日割り計算とする。) |
| 7 累積条項 | 非累積的 |
| 8 参加事項 | 非参加 |
| 9 残余財産の配分 | 次に掲げる順序により残余財産の分配を行う。 優先出資者に対して、下記 の定める支払順 |

| | |
|--|--|
| | <p>位に従い、優先出資の額面金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する。優先出資者に対して、下記 の定める支払順位に従い、優先出資の発行価額から額面金額を控除した金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する（当該優先出資が額面金額を超えて発行された場合に限る。）。</p> <p>の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済み出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。</p> <p>この組合の残余財産の額が、 の規定により算定された優先出資者に対して支払うべき金額に満たないときは、優先出資者に対して、下記 の定める支払順位に従い、当該残余財産の額をその口数に応じて分配するものとする。</p> <p>平成 18 年 3 月 30 日発行 非累積的永久優先出資および今回の優先出資に係る優先的配当及び残余財産の分配の支払順位は、いずれも同順位とする。</p> |
|--|--|

（2）算定根拠

当組合が、被災者への債権の毀損等を最大限に見積もり、これらが顕在化したとしても十分な自己資本額を確保するため、6,680 百万円の優先出資を発行するものです。なお、発行した優先出資は、支援協会が全額引受けた後、うち 5,512 百万円については、法附則第 3 条に基づき、支援協会から貯金保険機構に買取りを求めます。

買取額の算定にあたっては、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律に関する留意事項について（再編強化法ガイドライン）」に基づき、優先出資の総額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 8 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 9 を乗じて計算した金額との合計額としております。

以上